

令和5年3月20日号

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 34号

売買や賃貸借のトラブル、製品事故にあえば 消費生活センター・188にご相談を！



【相談事例1】

痩身エステを30万円で契約すると、9万円分のクーポンを提供されたので、クーポンは化粧品などと引き換えた。痩身エステを受けても痩せないのので、途中解約するとクーポン分も代金請求され、納得できない。(24歳 女性)

【相談事例2】

久しぶりに会った友人から、人を紹介すれば収入になると誘われて、サプリメントと美顔器を10万円で購入した。しかし、私は人に紹介することは苦手なので解約したい。(25歳 女性)

【相談事例3】

卒業式用の袴のレンタルをネットで申込み、当日のうちに解約メールを送信したのに、4か月経って、代金を請求された。解約メールは既に削除している。(24歳 女性)

【相談事例4】

容器に入ったアロマキャンドルを、注意書き通り小皿の上に置き、火をつけてそのままにしていると、容器が破裂した。(23歳 女性)

●事業者との売買や賃貸借でのトラブル、製品事故があれば、一人で悩まず気軽に消費生活センターへ相談しましょう。

- ・専門の資格を保有する相談員が、具体的な対処法のアドバイスや、解決に向けてお手伝いができます。
- ・相談は無料です。相談の内容や個人情報などの秘密は守られるので、安心して相談できます。



●全国どこからでも188に電話をすれば、居住地の消費生活センターへ相談することができます。

注：携帯電話会社の通話料金定額サービスに加入していても、通話には別途料金が発生します。相談窓口へ直接、電話をかけた方が安くなる場合もあります。

●困ったときや不安なときは、消費生活センターにご相談ください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん